

指定居宅介護支援に係るQ&A(山形県)

【訪問介護における生活援助中心型を位置付ける場合の算定理由の記載について】

(問1) 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合、身体介護に生活援助を加算する方式で介護報酬を算定することとなるが、この場合も居宅サービス計画書(第1表)に「生活援助中心型の算定理由」を記載しなければならないのか。

(回答1)

加算方式になるという理由で生活援助中心型の算定要件が緩和されることはないため、算定方式に関係なく、生活援助が中心である指定訪問介護をケアプランに位置付ける場合には、居宅サービス計画書(第1表)に「生活援助中心型の算定理由」を明確に記載しなければならない。

(参考)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企36)第二2(5)において、「(前段略)なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。」と定められているが、「生活援助中心型」とは、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表1訪問介護費口の「生活援助が中心である場合」(請求コード「生活援助2(又は3)」)だけを指しているものではなく、生活援助が中心である訪問介護全般を指しているものであり、同基準別表1訪問介護費注5における「身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護～(略)」も含んでいるものである。

【居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算Q&Aの解釈について】

(問2) 平成18年8月24日付け長第594号山形県健康福祉部長寿社会課長通知において示された「特定事業所集中減算に係るQ&A」Q6において、別法人が開設する事業所のカウント方法が記載されているが、具体的に示してほしい。

(回答2) 利用者が、それぞれ別法人(法人A, 法人B)が開設する訪問介護事業所aと訪問介護事業所bを利用している場合、法人Aを1件、法人Bも1件として数えるが、この場合「訪問サービスを位置づけた居宅サービス計画数」(紹介率の計算上、分母となるもの)については、あくまでも1件(利用者ごとに1件)となる。

例) 利用者10人のうち、訪問介護サービスを位置づけている利用者が6人いる場合

- | | | |
|-------|-----------------|-----------------|
| ①〇〇さん | (A法人) 訪問介護事業所 a | (B法人) 訪問介護事業所 b |
| ②▲▲さん | (A法人) 訪問介護事業所 a | (A法人) 訪問介護事業所 a |
| ③□□さん | (A法人) 訪問介護事業所 a | (B法人) 訪問介護事業所 b |
| ④◆◆さん | (A法人) 訪問介護事業所 a | |
| ⑤◎◎さん | (A法人) 訪問介護事業所 a | (B法人) 訪問介護事業所 b |
| ⑥××さん | (A法人) 訪問介護事業所 a | |

居宅サービス計画数 10

訪問介護サービスを位置づけた居宅サービス計画数 6

A法人の訪問介護を位置づけた計画数 6

B法人の訪問介護を位置づけた計画数 3

よって、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数は、A法人の「6」となり、訪問介護サービスを位置づけた居宅サービス計画数「6」で除した結果、紹介率 100%となることから、正当な理由がない限り、集中減算の対象となる。

$$\frac{\text{紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数 6件}}{\text{訪問介護サービスを位置づけた居宅サービス計画数 6件}} = 100\%$$

なお、平成 18 年度に発出した「特定事業所集中減算に係る Q & A」においても、同様に例示を加えたので、参考にされたい。